

JAAME 情報利用約定書

公益財団法人医療機器センター(以下「当センター」という。)の提供する JAAME 通信及び JAAME Search (以下「情報提供サービス」という。)の利用は、下記条項によるものとします。

(情報提供の内容)

第1条 情報提供サービスの内容は、当センターのホームページ等により利用者にお知らせします。

(利用料金)

第2条 情報提供サービスの利用料金は、当センターのホームページ等により利用者に提示します。

- 2 経済情勢の変動、情報提供サービス内容の変更、又はデータ量の増加、利用件数の増加等が生じたときは、料金の変更をすることがあります。また、JAAME Search においては、従量制を加える等課金方法を変更することがあります。
- 3 利用料金を変更する場合は、予め利用者に通知します。

(利用期間)

第3条 情報提供サービスの利用期間は4月から翌年3月までの1年度とし、年度途中からの利用期間につきましては、開始月から3月までとします。但し、年度末までに解除の連絡がない時は、自動的に継続利用となります。

(利用料金の支払)

第4条 当センターは、利用者からの「JAAME 情報利用申込書」に基づき、利用者に利用料金を請求し、利用者は利用開始月の前月末日までに当センター指定の銀行口座に振り込むものとします。

- 2 継続利用の場合、当センターは1月末日までに利用者に翌年度の利用料金を請求し、利用者は2月末日までに当センター指定の銀行口座に振り込むものとします。

(ID 及びパスワードの管理責任)

第5条 当センターは、JAAME Search の利用者に対し、ID 及びパスワードを発行するものとします。

- 2 利用者は、ID 及びパスワードについて、当センターの許可を得ずに第三者に譲渡若しくは利用させたり売買、名義変更することは認めないものとします。

(変更の通知)

第6条 利用者は「JAAME 情報利用申込書」の記載事項のうち、会社等の住所及び名称、担当者名、電話番号等に変更があった場合には、その旨当センターあて連絡するものとします。

(利用者の義務)

第 7 条 利用者は、情報提供サービスを利用するに当たり、提供された情報について、当センターの承諾を得ることなしに無断で複写、複製、転載することを禁じます。

(利用者からの利用解除等)

第 8 条 利用者は、情報提供サービスの利用解除又は更新を希望しない場合には、その旨当センターあて連絡するものとします。但し、料金の精算に関しては第 11 条の 2 に従うものとします。

(センターからの利用解除)

第 9 条 利用者が次の名号のいずれかに該当する場合、当センターは情報提供サービスの利用を解除することができるものとします。この場合、当センターは利用者にもその旨を通知します。

- (1) 「JAAME 情報利用申込書」に虚偽の記載があったとき。
- (2) 利用者が本約定書に違反したとき。
- (3) 利用料の支払を怠ったとき。
- (4) 利用者が、有償無償にかかわらず、情報提供サービスに類似するサービスを提供していると当センターが判断したとき。
- (5) その他センターが利用者として不相当と判断したとき。

(サービスの停止)

第 10 条 当センターのデータベースの障害等のため、やむを得ずサービスの一部又は全部を停止することがあります。

(料金の精算)

第 11 条 第 9 条及び第 10 条により情報提供サービスの利用期間のうち 30 日以上サービスが受けられなかった場合には、当センターは利用者の請求により月割り計算にて利用料金を精算するものとします。

- 2 利用者の申し出による利用期間途中での解除等、第 1 項に定める場合以外は、当センターが既に受け取った料金の払い戻しは、行わないものとします。

(約定書の変更)

第 12 条 本約定書の内容は、利用者の承諾または事前の通知を必要とせず変更できるものとします。

(免責)

第 13 条 当センターは、情報提供サービスの情報により、利用者が損害を被った場合でも一切の責任を負わないものとします。

- 2 当センターは、天災、事変、予測できない回線の障害、その他不可抗力によりデータベースを提供できなかった場合は、その責任を負わないものとします。

以 上